

保育の必要性の認定について

1. 保育の必要性の事由について

2. 保育の必要量について

- 1) 保育の必要量のイメージ
- 2) 保育時間の設定

3. 就労時間の下限について

- 1) 現在の就労時間の下限
- 2) 新制度における就労時間の下限値の設定
- 3) 新制度における成田市の就労時間の下限値の設定

4. 保育園入所時における優先利用の設定について

1. 保育の必要性の事由について

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者からの申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性について判断することとなっております。実際の運用に当たっては、さらに細分化、詳細な設定を行うことができるなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとの運用が可能となっております。

現在の事由と新制度における事由の比較

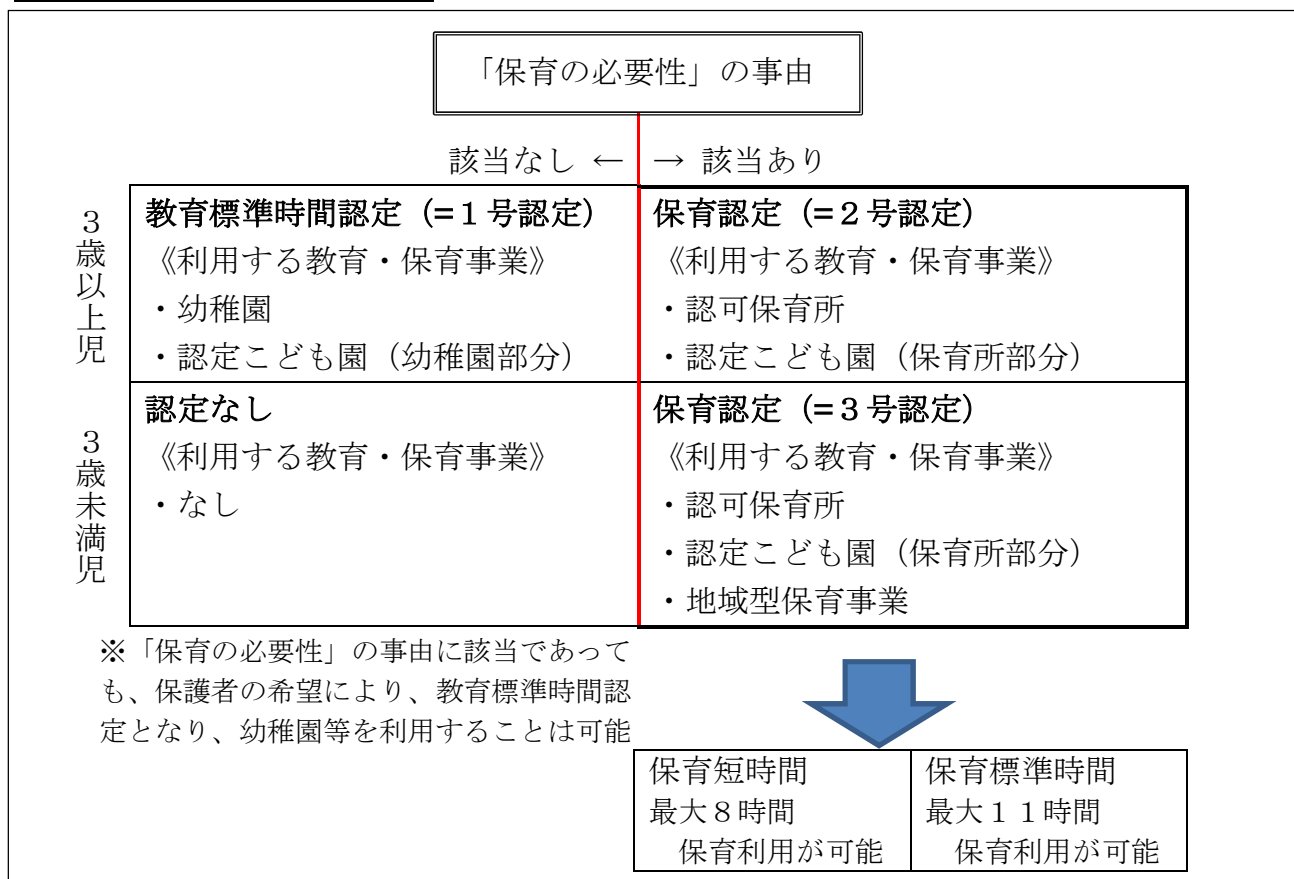
新制度における国の基準	市条例で定めている事由(カッコ番号で記載) 市規則で定めている事由(コメ印で記載) 運用で対応している事由(マル印で記載)
同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	児童の保護者が当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合
①就労	(1)昼間に居宅外で労働することを常態としていること (2)昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
②妊娠、出産	(3)妊娠中であるか又は出産後間がないこと
③保護者の疾病、障害	(4)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	(5)長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時看護していること
⑤災害復旧	(6)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
⑥求職活動	※求職その他の事由
⑦就学	※就学、技能取得のため通学していること
⑧虐待やDVのおそれがあること	
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	○育児休業の期間(下の子が満1歳になる月の月末まで)
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	(7)市長が上記に類する状態にあると認めるとき

⇒〈市基準案〉

国の基準に合わせ、「虐待やDVのおそれがあること」を追加します。

2. 保育の必要量について

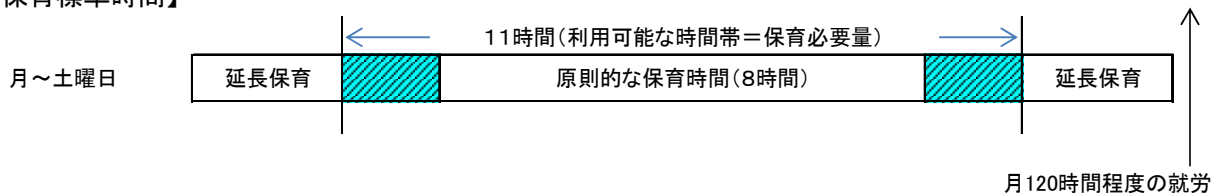
1) 保育の必要量のイメージ



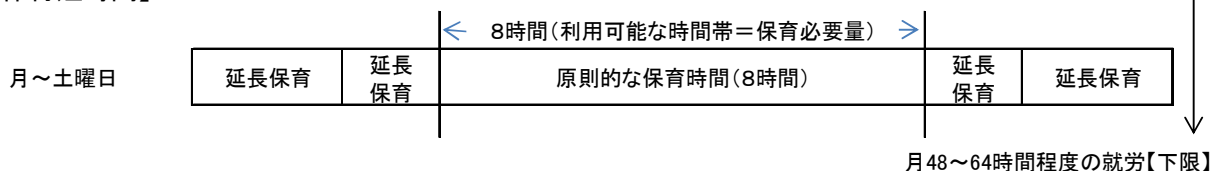
2) 保育時間の設定

保育を必要とされた2号、3号認定に該当する子どもの保育の必要量を、その保護者の就労時間等に応じ、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間利用」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間利用」に区分します。

【保育標準時間】



【保育短時間】



⇒《市基準案》

国の基準（保育必要量の考え方）に合わせて設定します。

3. 就労時間の下限について

1) 現在の就労時間の下限

現在、本市の保育所（公立・私立を問わず）を利用する場合に、その理由が保護者の就労によるものであった場合は、就労時間の下限を「1日の実働が4時間以上、月15日以上」としております。

また、この要件を満たさなかった場合（求職中又は就労時間・日数が不足している場合）であっても、保育所の定員に余裕がある場合は、入所を許可しておりますが、入所後1か月以内に要件を満たしていただくよう保護者へ依頼しております。

2) 新制度における就労時間の下限値の設定

子ども・子育て支援新制度の中で、地域ごとの就労実情が多様であり、実情を反映した市町村の運用についても幅があることから、「1か月48時間以上64時間以下の範囲」で、現行の運用状況を踏まえつつ市町村が地域の就労実態等を考慮して下限値を設定することとされております。

3) 新制度における成田市の就労時間の下限値の設定

本市においては、現行の運用状況及び近隣市町等の状況、保育所の利用実態を踏まえ、次のように設定したいと考えております。

《市基準案》

月60時間を保育短時間認定における就労時間の下限値として設定します。

【 近隣市町等の状況 】

〔印旛郡市町〕

市町村名	就労時間の下限値	備考
四街道市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	
印西市	60時間(1日4時間以上、月15日以上)	就労時間帯は、原則通常保育時間内としている
白井市	60時間(1日4時間以上、月15日以上)	
八街市	60時間(1日4時間以上、月15日以上)	
酒々井町	60時間(1日4時間以上、月15日以上)	
栄町	60時間(1日4時間以上、月15日以上)	原則「昼間の就労」としている
佐倉市	52時間(1日4時間以上、月13日以上)	原則「昼間の就労」としている
富里市	48時間(1日4時間以上、月12日以上)	

〔主だった県内の市での対応〕

市町村名	就労時間の下限値	備考
千葉市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	
船橋市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	現行では30時間(1日3時間以上、月10日以上)を変更
柏市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	
市川市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	
習志野市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	
松戸市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	
浦安市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	現行では75時間(1日5時間以上、月15日以上)を変更
流山市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	
鎌ヶ谷市	60時間(1日4時間以上、月15日以上)	
八千代市	64時間(1日4時間以上、月16日以上)	

4. 保育園入所時における優先利用の設定について

新制度における優先利用の設定については、国において優先利用を設定する際の基準が示されており、また、実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定が行うことができるなど、現行の運用状況等を踏まえつつ市町村ごとの運用が可能となっております。

現在の事由と新制度における事由の比較

新制度における国が示した優先利用	市規則で定めている事由
①ひとり親家庭	ひとり親家庭
②生活保護世帯	生活保護世帯
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	
④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	
⑤子どもが障害を有する場合	
⑥育児休業明け	産後休暇・育児休業明け
⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
⑧小規模保育事業などの卒園児童	
⑨その他市町村が定める事由	○死亡、行方不明その他の理由により両親が1月以上不在の場合 ○認可外保育施設を3月以上利用している場合 ○就労先の託児所を年齢制限により退所する場合

⇒〈市基準案〉

国の基準に合わせる（「生活中心者の失業」「虐待やDVのおそれがある」「子どもが障害を有する」「小規模保育事業などの卒園児童」を追加）